

令和2年3月10日

八尾市議会議長

越智 妙子 様

文教常任委員長

露原 行 隆

### 文教常任委員会 所管事務調査報告書

本委員会は去る令和元年6月25日の委員会において、所管事務調査事項を議決した。その後、調査テーマを「誰ひとり取り残さないための子どもの居場所について」に決定し、調査を開始した。このたび、本テーマについて委員会として取りまとめを行ったため、最終報告を行う。

調査の概要については、下記のとおりである。

#### 1 調査日

##### (1) 文教常任委員会

令和元年	9月18日	執行部から現状等の説明、質疑
令和2年	3月10日	報告書等の確認

##### (2) 文教常任委員協議会

令和元年	6月25日	協議
令和元年	7月3日	協議
令和元年	7月29日	協議（民間認定こども園等との意見交換会）
令和元年	8月23日	協議（八尾市立志紀おおぞらこども園との意見交換会）
令和元年	9月18日	協議
令和2年	2月28日	協議

##### (3) 視察調査

令和元年	8月23日	八尾市立志紀おおぞらこども園
令和元年	10月29日	八尾市子育て総合支援ネットワークセンターみらい
令和元年	11月6日	千葉県船橋市（船橋市保健福祉センター）
令和元年	11月7日	静岡県磐田市（ひと・ほんの庭にこっと）
令和元年	11月18日	三重県名張市（名張市子どもセンター）
令和2年	1月20日	大阪府東大阪子ども家庭センター

#### 2 調査概要

##### (1) 「誰ひとり取り残さないための子どもの居場所について」

本市における誰ひとり取り残さないための子どもの居場所に向けた取り組みについては、第5次総合計画における施策19地域での子育て支援と児童虐待防止の取り組み、施策20保育サービスの充実に基づいて取り組みを進めている。

本委員会は「誰ひとり取り残さないための子どもの居場所について」を調査テーマとして、就学前児童をめぐる環境や状況を中心に「保育士の確保」、「障がい児保育」、「児童虐待への対応」の3項目について、執行部から現状説明を受け、状況等の確認を行い、委員間で協議を重ねた。

また、民間認定こども園等の関係者との意見交換会を初め、八尾市立志紀おおぞらこども園、八尾市子育て総合支援ネットワークセンターみらい及び大阪府東大阪子ども家庭センターでの現地視察及び意見交換を行った。

さらに、先進市の取り組みを調査するため、千葉県船橋市、静岡県磐田市及び三重県名張市の視察調査を実施し、委員間で現状や課題についての共通認識を持つべく協議を行った。

### 3 委員会として一致した意見等

#### (1) 「誰ひとり取り残さないための子どもの居場所について」

##### ア 保育士の確保について

全国的に保育士不足の課題を抱える中、本市においても、保育士の確保は喫緊の課題であると認識されており、保育士不足を解消するために、国の補助金を活用した保育士資格や幼稚園教諭の免許等を有する方や取得見込みの方を対象とした就職セミナーを開催する「保育士確保事業」、民間園の事業者が借り上げた宿舎に保育士等が入居する際に係る経費を補助する「保育士宿舎借り上げ支援事業」、保育士の負担を軽減するための子育て支援員を養成する「子育て支援員研修事業」を実施している。また、市単独の事業では、民間園で新たに正規職員として採用された保育士を対象として、2年間継続勤務することを条件に、年間10万円、2年間合わせて20万円を支給する「保育士確保事業」を実施するなど、さまざまな保育士の担い手の確保策に取り組んでいる。

一方、他の自治体でも、保育士を目指す人がその自治体の保育現場で働きたいと感じるきっかけとなるようなインパクトの強い独自の施策を展開しており、現状は自治体間あるいは保育施設間における保育士の争奪戦状態となっている。

八尾の子どもを八尾で育てていくためには、民間園との信頼関係、協力関係が必要不可欠であり、これまで以上に情報提供や意識共有を密に行うことで、保育士の確保はもとより、保育士の質を担保していくことも、極めて重要な要素であるとの認識を深めた。

##### イ 障がい児保育について

本市の障がい児保育は、保育所（園）に保育サポート枠を設け、該当児童が集団生活の中で他の児童とともに成長できるよう支援を行うために加配の保育士等を配置し、受け入れた児童一人一人の発達に応じた支援に対する助言を行うために専門講師による巡回指導等を行っている。さらに、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行うため、認定こども園、保育所（園）と病院、相談機関、保護者との連携を密に行い、他の児童との集団保育を基本とし、必要に応じて個別の支援を行う仕

組みとしている。

また、公立では医療的ケアを必要とするサポート児を積極的に受け入れている一方、民間園では保育サポート枠に該当しないが一定の配慮を必要とする児童が増加傾向にあり、公民保育所（園）が協働して取り組むに当たっては、潜在的な課題を整理し、解消を図ることを望む意見を確認した。

今後、ソーシャル・インクルージョンの流れが進展する中で、これまで以上に民間園との情報や意識の共有を図ることはもちろんのこと、例えば、保護者支援の観点から、「みらい」での家庭児童相談と児童発達支援センター等との部局を超えた連携や切れ目のない支援の仕組みづくりを行うなど、その必要性について確認した。

#### ウ 児童虐待への対応について

本市においては、保健センターの機能である子育て世代包括支援センターと「みらい」の機能である子ども家庭総合支援拠点が連携を図りながら、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実施している。

まず、子育て世代包括支援センターでは、妊娠、出産、子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とし、全ての妊産婦、乳幼児等を対象とするポピュレーションアプローチを基本とし、切れ目なく、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に行うことにより、虐待リスクを把握するとともに、必要な支援につなげることで、リスクの低減も図っている。

次に、「みらい」を中心とした子ども家庭総合支援拠点では、乳幼児から就学後の児童まで、虐待などで特に手厚い支援を要する子どもや家庭を対象として、情報提供、相談、指導などの専門的な支援を行っているが、支援の対象となる児童等については、介入等が必要ないと判断される比較的軽度なケースを中心に対応を行っている。なお、介入による一時保護等が必要と判断されるケースについては、児童相談所である東大阪子ども家庭センターにおいて対応している。また、必要に応じて、児童相談所での一時保護以降も、「みらい」を中心とした要保護児童対策地域協議会の中で支援体制を整え、学校や幼稚園、認定こども園等の見守り機関とともに、継続的な見守りを行うケースも数多くある。

全国的に児童虐待をめぐっては、個人情報取り扱いや見守り機関との連携のあり方など、課題が山積していると言われている。さらに、本市においては、児童虐待相談対応件数が全国平均よりも増加傾向にあり、現状では国が示す専門員の配置基準も充足できていないため、実態に即した職員体制の充実が求められている。

また、事案が深刻化することを未然に防ぐためにも、相談に訪れやすい施設環境を整えることも必要とされる中、本市においては、その拠点となるべき「みらい」が暗くて狭く、その機能を十分に発揮できる施設環境とは言いがたい状況にある。

他の自治体では、市民が相談に訪れやすくなるように、照明や壁、床等の意匠を工夫した明るく温かみのある雰囲気づくり、また、十分な執務スペースの確保や職員が疲弊してしまわないフォロー体制の構築に努めることで、職員が心にゆとりを持って相談業務に従事できるような働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。さらに、児童虐待等に対して、より危機感を持って迅速に対応するためにも、児童

相談所と人材交流を行って職員のスキルアップを図ったり、児童相談所を定年退職した職員を採用して児童相談所のノウハウを学んだりすることで連携・協力がしやすい関係を構築している。

このような先進事例から、各自治体がさまざまな創意工夫を凝らして取り組むことで一定の効果を上げていることを確認するとともに、そうした自治体独自の工夫やきめ細やかに取り組むことの重要性を改めて認識した。